

宮代町国民健康保険税条例の一部改正について

1 産前産後期間における国民健康保険税の減免

①経緯

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)が令和5年5月19日に公布され、国民健康保険税の改正部分(地方税法及び地方税法施行令)が、令和6年1月1日から施行されることとなった。

政令に定められた基準に基づいて、令和6年1月1日から運用ができるよう宮代町国民健康保険税条例の改正を行う。

②改正内容

・第23条第3項の新設

産前産後期間における所得割額及び均等割額の減額

単胎の場合4ヶ月、多胎の場合6ヶ月

・第24条の3の新設

産前産後期間の減額に係る届出について規定

③財源等

対 象	減免期間	減額内容	国・地方の負担
令和6年1月1日以降に出産する国民健康保険税納税義務者又は被保険者がいる世帯	出産予定日の前月から(多胎妊娠の場合は3ヶ月前から)出産予定日の翌々月	出産(予定)者の所得割額及び均等割額	国 : 1/2 県 : 1/4 市町村: 1/4

2. 国民健康保険税(後期高齢者支援金分)賦課限度額の引上げ

①経緯

令和5年3月31日公布、同年4月1日に施行された地方税法施行令の一部を改正する政令により、後期高齢者支援金分の賦課限度額が20万円から22万円に引き上げられた。

政令に定められた基準に基づいて、令和6年4月1日から運用ができるよう宮代町国民健康保険税条例の改正を行う。(1年遅れ)

②改正内容

・第2条第3項、第23条第1項

後期高齢者支援金分の賦課限度額の見直し

R5

医療分 65 万円
後期分 20 万円
介護分 17 万円
合計 102 万円



R6

医療分 65 万円
後期分 22 万円
介護分 17 万円
合計 104 万円